

千葉県埋蔵文化財の発掘、譲与等の手続き等に関する規則の一部改正について

1 改正理由

令和3年3月8日付け行革第648号-2及び政法1410号-2「行政手続等における押印見直し方針の制定及び見直しの実施について（依頼）」により、千葉県埋蔵文化財の発掘、譲与等の手続き等に関する規則（平成12年千葉県教育委員会規則第10号）の様式について所要の規定整備を行う。

2 改正内容

本規則の以下の様式について、「㊟」及び「印」並びに「注」を削る。

- ・別記第1号様式 埋蔵文化財譲与（譲渡）申請書
- ・別記第2号様式 埋蔵文化財譲与申請書

3 施行期日

令和3年10月1日